

改正 2007年1月27日 2009年4月1日  
2012年2月16日 2017年9月23日

(趣旨)

第1条 同志社女子大学動物実験等実施規程に則り、同志社女子大学（以下「本学」という。）における動物実験施設の環境を保全し、動物実験が適正に実施されることを目的として、同志社女子大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の役割)

第2条 委員会は、学長の委任を受け、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（文部科学省）」等及び同志社女子大学における動物実験の実施に関する規程に適合していることの審議
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等の設置及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の体制及び内容に関すること。
- (5) 自己点検・評価、外部検証に関すること。
- (6) その他、動物実験等の適正な実施の為の必要事項に関すること。

(委員会の構成等)

第3条 委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 薬学部及び生活科学部教員より4名。ただし、2名以上は教授とする。
  - (2) 動物実験等に直接関与しない者で学識経験を有する教員1名
  - (3) 薬学部・薬学研究科事務室事務長及び生活科学部・生活科学研究科事務室事務長
- 2 前項の委員の選出においては、動物実験等に関して優れた識見を有する者（1号）、実験動物に関して優れた識見を有する者（2号）、その他学識経験を有する者（3号）、をそれぞれ1名以上含める。
- 3 委員は学長が委嘱する。
- 4 第1項第1号及び第2号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。同項第3号の委員の任期は、その職の期間とする。
- 5 委員に欠員が生じた場合は、学長は委員を委嘱しなければならない。ただし、当該委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員長は、委員の互選によって決定する。
- 7 委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立する。
- 8 委員会の議事は、出席委員の過半数の合意をもって決定する。可否同数の場合は、委員長が決定する。
- 9 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 10 委員長は、実験動物施設及び設備を適切に維持管理するとともに、実験動物への適切な給餌及び給水等の飼育管理のため、薬学部及び生活科学部の委員の中から各1名の実験動物管理者を決定しなければならない。

(審議事項)

第4条 委員会は、動物実験実施の許可について審査する。

- 2 委員は、審査の対象となる動物実験を行う動物実験実施者に該当する場合には、その審査に参加することはできない。
- 3 審査の判定は、次に掲げる表示により行う。
  - (1) 承認
  - (2) 条件付承認

(3) 不承認

(4) 非該当

4 動物実験責任者は、委員会の要請があった場合には、委員会で当該実験計画を説明しなければならない。

(実験計画の申請)

第5条 動物実験責任者は、所定の動物実験審査申請書、動物実験計画書及び誓約書を研究室の代表者及び学部長を経て学長に提出するものとする。

2 学長は、前項の申請書等を受理したときは、速やかに委員長にその審査を付議する。

3 動物実験責任者は、前項の申請内容を変更する場合も、改めて所定の動物実験審査変更申請書等を提出し、審査及び承認を得なければならない。

(審査結果の通知)

第6条 委員長は、審査終了後速やかに、学部長を経て学長に審査内容を報告しなければならない。

この場合において、審査結果が第4条第3項第2号のときにはその条件を、同項第3号又は第4号のときにはその理由を付記するものとする。

2 委員長は、前条第3項の規定により動物実験責任者から変更申請があったときには、改めて審査し、その結果を速やかに、学部長を経て学長に報告しなければならない。この場合において、審査結果が第4条第3項第2号のときにはその条件を、同項第3号又は第4号のときにはその理由を付記するものとする。

3 学長は、前2項の結果を所定の動物実験審査結果通知書により、動物実験責任者に通知するものとする。

(事務)

第7条 委員会の事務は、薬学部・薬学研究科事務室及び生活科学部・生活科学研究科事務室の所管とする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会、常任委員会及び評議会の議を経て、学長が決定する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるものの他、委員会の運営に関する必要事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2017年10月1日から施行する。